

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	町田市 国民健康保険事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

町田市情報セキュリティポリシー

1 目的

町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

評価実施機関名

町田市長

公表日

令和7年9月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の内容	町田市は、「国民健康保険法」、「地方税法」、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「健康増進法」その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険の資格・賦課・徴収・給付等に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（以下「公金受取口座登録法」という。）」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」の規定に基づき、以下の事務で取り扱う。 1 国民健康保険資格情報の管理 国民健康保険の被保険者及び被保険者でない世帯主の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。 2 国民健康保険税の賦課・徴収の決定 国民健康保険税の賦課・徴収の決定のため、被保険者及び被保険者でない世帯主の所得情報等を確認する。 3 国民健康保険税の収納・滞納管理 国民健康保険税に対する収納・還付・充当等の管理及び滞納者に対する滞納情報を管理する。 4 国民健康保険に係わる証明書交付事務 請求に基づき国民健康保険に係わる証明書を発行する。 5 国民健康保険の給付管理事務 国民健康保険の被保険者及び被保険者でない世帯主等への給付事務を行うため、給付情報を管理する。 6 特定健康診査事務 国民健康保険特定健診に関わる受診券の作成・発送、受診結果、及び委託料支払業務を管理する。 7 国民健康保険の出産育児一時金支給管理事務 国民健康保険の被保険者及び被保険者でない世帯主等への出産育児一時金支給事務を行うため、支給情報を管理する。 8 国民健康保険の葬祭費支給管理事務 死亡した国民健康保険被保険者の葬祭執行者への葬祭費支給事務を行うため、支給情報を管理する。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険システム
②システムの機能	本システムの主な機能は次のとおり。 - 国民健康保険資格管理機能 - 国民健康保険被保険者及び被保険者でない世帯主の把握・管理機能 - 国民健康保険給付管理機能 - 国民健康保険の被保険者及び被保険者でない世帯主等の給付に関する情報の把握・管理機能 - 国民健康保険の被保険者及び被保険者でない世帯主等の出産育児一時金に関する情報の把握・管理機能 - 死亡した国民健康保険被保険者の葬祭執行者の葬祭費に関する情報の把握・管理機能 - 国民健康保険賦課管理機能 - 国民健康保険税課税対象世帯の収入・所得情報の把握・管理機能 - 賦課徴収の決定(税額の通知)機能 - 納税通知書等の帳票発行機能 - 情報連携に関する機能 - 宛名情報の把握・管理機能 - 国民健康保険情報を必要とする各システムへの連携機能 - 宛名システム兼連携システムとの連携機能

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (宛名システム兼連携システム、国保総合システム及び国保情報集約システム)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	本システムの主な機能は次のとおり。 1 国民健康保険税収納・滞納管理機能 ・収納情報の把握・管理機能 ・滞納情報の把握・管理機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (宛名システム兼連携システム)
システム3	
①システムの名称	宛名システム兼連携システム
②システムの機能	本システムの主な機能は次のとおり。 1 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。 2 中間サーバー情報連携機能 各業務システムと中間サーバーとの情報連携を行う。 3 統合DB機能 一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)が定める「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠した業務情報を管理し、連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー、福祉システム、介護保険システム、国民健康保険システム、国民年金システム、後期高齢者医療システム、健康管理システム、保健所システム、学務システム等)

システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	本システムの主な機能は次のとおり。 1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能。 8 セキュリティ管理機能 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム (宛名システム兼連携システム)

システム5	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	本システムの国民健康保険事務に関する主な機能は次のとおり。 - 母子保健事業に関する機能 - 予防接種事業に関する機能 - 成人健診事業(各種ガン、骨粗鬆症、歯科など)に関する機能 - 特定健診・後期高齢者健診事務に関する機能 - 特定保健指導事務に関する機能 - 健診レセプト資格審査・点検支援事務に関する機能 - 介護予防健診事務に関する機能 - 健康教室(教育)事務に関する機能 - 統計分析に関する機能 - 情報連携に関する機能 ・宛名情報の把握・管理機能 ・健康管理情報を必要とする各システムへの連携機能 ・宛名システム兼連携システムとの連携機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム (宛名システム兼連携システム)
システム6～10	

システム6	
①システムの名称	画像レセプトシステム
②システムの機能	本システムの主な機能は次のとおり。 1 画像レセプト作成機能 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書(以下「紙レセプト」という。)を磁気化した画像レセプト(以下「画像レセプト」という。)の作成 2 電子レセプト保存機能 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年8月2日厚生省令第36号)に規定するフォーマット仕様に則ったレセ電コード情報ファイル(以下「電子レセプト」という。)による保管。 3 画像レセプト、電子レセプト送付機能 画像レセプト並びに電子レセプトのオンラインによる保険者等への提出 4 画像レセプト、電子レセプト原本管理機能 画像レセプト並びに電子レセプトの原本としての保存・管理 5 画像レセプト、電子レセプトのオンライン事務処理機能 レセプトに関する保険者等が行う事務のオンラインによる処理 6 画像レセプト、電子レセプト上での資格管理機能 画像レセプト並びに電子レセプトによる資格確認及びレセプトの点検 7 画像レセプト、電子レセプト帳票出力機能 各種事務の必要に応じた特定の画像レセプト並びに電子レセプトの紙媒体への再現 8 運用管理機能 その他、画像レセプト管理システムの運用管理に必要な機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム7									
①システムの名称	国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。								
②システムの機能	1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 3. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 * ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td><td>[] 庁内連携システム</td></tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>[] 既存住民基本台帳システム</td></tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td><td>[] 税務システム</td></tr> <tr> <td colspan="2">[○] その他 (国民健康保険システム、医療保険者等向け中間サーバー等)</td></tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[○] その他 (国民健康保険システム、医療保険者等向け中間サーバー等)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[○] その他 (国民健康保険システム、医療保険者等向け中間サーバー等)									

システム8	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 (1)資格履歴管理事務に係る機能 (i) 資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i) 機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作すること で、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii) 情報照会 及び (iii) 情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv) 情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (3)本人確認事務に係る機能 (i) 個人番号取得 及び (ii) 基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (国保総合(国保集約)システム) ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第9条（利用の範囲）別表の16、30、59、76項（地方税法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法）、101項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 第16条、第24条、第46条、第54条 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲） 別表 項番30 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ＜提供ができる根拠＞ 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、120）の項 ＜照会ができる根拠＞ 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（27、42、43、45）の項、第1欄（情報照会者）が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項（121）の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） ＜提供ができる根拠＞ 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 ＜照会ができる根拠＞ 第20条、第25条、第25条の2 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認のために機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	いきいき生活部保険年金課、財務部納税課
②所属長の役職名	いきいき生活部保険年金課長、財務部納税課長
7. 他の評価実施機関	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険税課税対象者等 ※資格喪失者を含む
その必要性	国民健康保険被保険者及び被保険者でない世帯主等に対して適正な管理を目的とするため、対象者の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (戸籍情報、口座情報)
その妥当性	・識別情報 対象者を正確に特定するため ・連絡先等情報 国民健康保険被保険者及び被保険者でない世帯主等の資格・収納・滞納・給付関係及び特定健康診査の基本情報として管理するため ・業務関係情報 国民健康保険被保険者及び被保険者でない世帯主等の資格・収納・滞納・給付関係及び特定健康診査の業務上必要な情報として運用・運営するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	いきいき生活部保険年金課、財務部納税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (団体内の対応部署) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、法務局等) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村、都道府県等) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (医療保険者、日本年金機構等、東京都国民健康保険団体連合会)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (宛名システム兼連携システム等)
③使用目的 ※		「国民健康保険法」、「地方税法」、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「健康増進法」その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険の資格・賦課・徴収・給付・特定健康診査等に関する事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	いきいき生活部保険年金課、保健所健康推進課、財務部納税課、市民部市民課、忠生市民センター、南市民センター、なるせ駅前市民センター、鶴川市民センター、堺市民センター、小山市民センター
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・国民健康保険資格事務 国民健康保険資格の個人特定及び資格確認に用いる。 ・国民健康保険税賦課事務 国民健康保険税課税資料の個人特定及び税額の通知に用いる。 ・収納・滞納管理事務 賦課された国民健康保険税に対する収納・還付・充当等の対象者及び滞納者の特定及び督促状等の送付に用いる。 ・証明書交付事務 申請に基づき証明書を交付する際に個人特定に用いる。 ・情報連携事務 番号法に基づき、中間サーバーへ国民健康保険税関係情報を提供する。 ・国民健康保険被保険者及び被保険者でない世帯主等への給付事務を行うために用いる。 ・国民健康保険被保険者への特定健康診査事務のために用いる。 ・国民健康保険被保険者及び被保険者でない世帯主等への出産育児一時金支給事務を行うために用いる。 ・死亡した国民健康保険被保険者の葬祭執行者への葬祭費支給事務を行うために用いる。
	情報の突合	国民健康保険関係資料に記載された個人番号と宛名システム兼連携システムの情報を突合し、個人を特定する。特定できない場合には、住基ネットを利用し、個人を特定する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (8) 件
委託事項1		国民健康保険システムの保守業務
①委託内容		当該システムを安定的に使用するため、障害対応や法改正対応等によるシステムの構成変更対応等を実施する。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑥再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。
委託事項2～5		
委託事項2		国民健康保険システムの運用業務
①委託内容		当該システムを効率的に使用するため、稼働監視を実施する。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日立システムズ株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑥再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。
委託事項3		外部記録媒体保管業務
①委託内容		当該システムのバックアップデータを保存した外部記録媒体を遠隔地に保管する。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 NXワンビシアーカイズ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑥再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。

委託事項4		健康管理システムの保守業務
①委託内容		当該システムを安定的に使用するため、障害対応や法改正対応等によるシステムの構成変更対応等を実施する。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 両備システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑥再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。
委託事項5		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 また、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		東京都国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力／バッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録)／サーバ等ハウジングなど。
委託事項6～10		

委託事項6		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		東京都国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の東京都国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化 etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)
委託事項7		国民健康保険システムの構築業務
①委託内容		当該システムを更改するため、次期システムを構築し、現行システムからデータを移行する。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 日立システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑥再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。

委託事項8		ガバメントクラウドへの移行業務
①委託内容		ガバメントクラウドへの移設作業
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 日立システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑥再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (32) 件 ☐ 移転を行っている (8) 件 ☐ 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項)※別紙「番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者」のとおり
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定された事務
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定された情報の範囲
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度、提供する。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	地域福祉部生活援護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例
②移転先における用途	生活保護事務
③移転する情報	国民健康保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険税課税対象者等 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (宛名システム兼連携システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	事務処理の必要に応じて随時、移転する。
移転先2～5	

移転先2	地域福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例
②移転先における用途	身体・知的・精神障がい者関係事務
③移転する情報	国民健康保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険税課税対象者等 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 （ 宛名システム兼連携システム ） [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙
⑦時期・頻度	事務処理の必要に応じて随時、移転する。
移転先3	いきいき生活部介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例
②移転先における用途	介護保険関係事務
③移転する情報	国民健康保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険税課税対象者等 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 （ 宛名システム兼連携システム ） [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙
⑦時期・頻度	事務処理の必要に応じて随時、移転する。

移転先4	子ども生活部子ども総務課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例
②移転先における用途	手当・医療費助成等関係事務
③移転する情報	国民健康保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険税課税対象者等 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 （ 宛名システム兼連携システム ） [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙
⑦時期・頻度	事務処理の必要に応じて随時、移転する。
移転先5	子ども生活部保育・幼稚園課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例
②移転先における用途	保育・幼稚園関係事務
③移転する情報	国民健康保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険税課税対象者等 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 （ 宛名システム兼連携システム ） [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙
⑦時期・頻度	事務処理の必要に応じて随時、移転する。
移転先6～10	

移転先6	財務部市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例
②移転先における用途	住民税関係事務
③移転する情報	国民健康保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険税課税対象者等 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙 (宛名システム兼連携システム)
⑦時期・頻度	事務処理の必要に応じて随時、移転する。
移転先7	いきいき生活部高齢者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例
②移転先における用途	高齢者福祉事務
③移転する情報	国民健康保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険税課税対象者等 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙 (宛名システム兼連携システム)
⑦時期・頻度	事務処理の必要に応じて随時、移転する。

移転先8	保健所健康推進課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例	
②移転先における用途	検診事務	
③移転する情報	国民健康保険関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険税課税対象者等 ※資格喪失者を含む	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (宛名システム兼連携システム)	
⑦時期・頻度	事務処理の必要に応じて随時、移転する。	
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜事務室における措置＞ 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具（鍵付チェーン等）の使用または鍵付キャビネットへの保管を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	
—	

(別紙) 番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者

別表第2のうち、情報提供者が国民健康保険事務に関わる者であり、かつ、特定個人情報に医療保険給付関係情報またはそれに類する情報が含まれるもの、を抜粋

項番	項番 (別表第二)	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
1	1	一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者(医療保険各法(健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。))により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。)又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	2	二 全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
3				健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
4	3	三 健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
5				健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
6	4	四 厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
7	5	五 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
8				船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
9	9	九 都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
10	12	十二 市町村長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
11	15	十五 都道府県知事	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
12	17	十七 市町村長	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
13	22	二十二 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
14	26	二十六 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
15	27	二十七 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
16	30	三十 社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
17	33	三十三 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
18				私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

19	39	三十九 国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
20				国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
21	42	四十二 市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
22	46	四十六 厚生労働大臣又は共済組合等	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
23	58	五十八 地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
24				地方公務員等共済組合法第六十二条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	地方公務員等共済組合法第六十二条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
25	62	六十二 市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
26	80	八十 後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
27	87	八十七 都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
28	88	八十八 厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
29	93	九十三 市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
30	97	九十七 都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
31	106	百六 独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
32	120	百二十 都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙「個人情報ファイル簿」のとおり

(別添 1) 特定個人情報ファイル記録項目**個人情報ファイル簿**

2023年4月1日時点

1	個人情報ファイルの名称	国民健康保険 被保険者資格	備考
2	行政機関の名称	町田市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	いきいき生活部保険年金課	
4	個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険事業の根幹となる被保険者資格の適正管理 (資格の得喪処理・被保険者証の交付・回収) その他詳細は別紙のとおり	
5	(1) 基本的項目 氏名	○	
5	(1) 基本的項目 個人番号	○	個人番号収集の際の本人確認に使用する情報を含む。
5	(1) 基本的項目 住所	○	
5	(1) 基本的項目 性別	○	
5	(1) 基本的項目 生年月日	○	
5	(1) 基本的項目 電話番号	○	
5	(1) 基本的項目 本籍		
5	(1) 基本的項目 国籍	○	
5	(1) 基本的項目 世帯主との続柄	○	
5	(1) 基本的項目 親族関係	○	
5	(1) 基本的項目 家庭環境等	○	D V 被害者等支援措置を含む。
5	(1) 基本的項目 人種※		
5	(1) 基本的項目 社会的身分※		
5	(1) 基本的項目 異動事由	○	
5	(1) 基本的項目 在留資格	○	
5	(1) 基本的項目 住民異動年月日	○	
5	(1) 基本的項目 成年後見	○	
5	(1) 基本的項目 出入国記録	○	
5	(1) 基本的項目 住民記録システム注意情報	○	
5	(1) 基本的項目 電子メールアドレス	○	
5	(1) 基本的項目 死亡	○	
5	(1) 基本的項目 破産	○	
5	(1) 基本的項目 相続人	○	
5	(2) 思想・信条等に関する項目 主義・主張※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 支持政党		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 宗教※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 趣味・嗜好		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 職業・職歴	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 地位		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学歴		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 各種団体加入		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 賞罰		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 犯歴※		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入健康保険	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入年金	○	退職者医療制度の適用判定のために収集
5	(3) 社会的地位等に関する項目 利用施設名	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 取得医療証	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入介護保険	○	成年後見の送付先登録の該当課確認及び番号連携のため収集
5	(3) 社会的地位等に関する項目 自立支援給付	○	成年後見の送付先登録の該当課確認及び番号連携のため収集
5	(4) 成績・資格等に関する項目 学業成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 勤務成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種試験成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種資格	○	成年後見の送付先登録時の資格確認のため収集
5	(5) 財産・収入に関する項目 収入状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 財産状況		

5	(5) 財産・収入に関する項目 納税額等	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 取引状況		
5	(5) 財産・収入に関する項目 公的扶助の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 各種貸付金		
5	(5) 財産・収入に関する項目 住居の間取り・図面		
5	(5) 財産・収入に関する項目 金融機関名		
5	(5) 財産・収入に関する項目 口座番号		
5	(5) 財産・収入に関する項目 犯罪被害※		
5	(5) 財産・収入に関する項目 年金の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 手当の受給	○	成年後見の送付先登録の該当課確認及び番号連携のため収集
5	(5) 財産・収入に関する項目 支給金額（助成の事実）	○	成年後見の送付先登録の該当課確認のため収集
5	(5) 財産・収入に関する項目 保険給付状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 納税相談の内容	○	
5	(6) 心身等に関する項目 健康状況	○	
5	(6) 心身等に関する項目 障がいの状況※	○	
5	(6) 心身等に関する項目 容姿	○	
5	(6) 心身等に関する項目 健診・検査※		
5	(6) 心身等に関する項目 病名※		
5	(6) 心身等に関する項目 医療機関名	○	
5	(6) 心身等に関する項目 医療給付	○	
5	(6) 心身等に関する項目 診療・調剤※		
5	(6) 心身等に関する項目 犯罪被害※		
6	記録範囲	1. 被保険者 2. 擬制世帯主 3. 1. 2に係る成年後見人・保佐人・補助人 4. 3が法人の場合その代理人 1. 被保険者 2. 擬制世帯主 3. 1. 2に係る成年後見人・保佐人・補助人 4. 3が法人の場合その代理人	
7	記録情報の収集方法	文書（紙）・電子媒体（データ）	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	○	
9	記録情報の経常的提供先	別紙のとおり	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	いきいき生活部保険年金課（町田市森野2-2-22）	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	○	
12	個人情報ファイルの種別：（電算処理ファイルの場合）令第21条第7項に該当するファイル（電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル）の有無	有	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）		
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施しない	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施しない	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし	
19	備考		

個人情報ファイル簿

2023年4月1日時点

1	個人情報ファイルの名称	国民健康保険税 賦課	備考
2	行政機関の名称	町田市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	いきいき生活部保険年金課	
4	個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税を賦課することにより国民健康保険事業の適正な運営を図る その他詳細は別紙のとおり	
5	(1) 基本的項目 氏名	○	
5	(1) 基本的項目 個人番号	○	個人番号収集の際の本人確認に使用する情報を含む。
5	(1) 基本的項目 住所	○	
5	(1) 基本的項目 性別	○	
5	(1) 基本的項目 生年月日	○	
5	(1) 基本的項目 電話番号	○	
5	(1) 基本的項目 本籍		
5	(1) 基本的項目 国籍	○	
5	(1) 基本的項目 世帯主との続柄	○	
5	(1) 基本的項目 親族関係		
5	(1) 基本的項目 家庭環境等	○	
5	(1) 基本的項目 人種※		
5	(1) 基本的項目 社会的身分※		
5	(1) 基本的項目 住民異動年月日	○	
5	(1) 基本的項目 異動事由	○	
5	(1) 基本的項目 成年後見	○	
5	(1) 基本的項目 出入国記録	○	
5	(1) 基本的項目 住民記録システム注意情報	○	
5	(1) 基本的項目 死亡	○	
5	(2) 思想・信条等に関する項目 主義・主張※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 支持政党		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 宗教※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 趣味・嗜好		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 職業・職歴	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 地位		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学歴		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 各種団体加入		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 賞罰		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 犯歴※		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入健康保険	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 取得医療証	○	成年後見の送付先登録の該当課確認及び番号連携のため収集
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入介護保険	○	成年後見の送付先登録の該当課確認及び番号連携のため収集
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入年金	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 自立支援給付	○	成年後見の送付先登録の該当課確認及び番号連携のため収集
5	(4) 成績・資格等に関する項目 学業成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 勤務成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種試験成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種資格	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 収入状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 財産状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 納税額等	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 取引状況		
5	(5) 財産・収入に関する項目 公的扶助の受給		
5	(5) 財産・収入に関する項目 各種貸付金		
5	(5) 財産・収入に関する項目 住居の間取り・図面		
5	(5) 財産・収入に関する項目 金融機関名	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 口座番号	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 犯罪被害※		

5	(5) 財産・収入に関する項目 年金の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 手当の受給	○	成年後見の送付先登録の該当課確認及び番号連携のための収集
5	(5) 財産・収入に関する項目 支給金額（助成の事実）	○	成年後見の送付先登録の該当課確認のための収集
5	(6) 心身等に関する項目 健康状況	○	
5	(6) 心身等に関する項目 障がいの状況※	○	成年後見の送付先登録の該当課確認のための収集
5	(6) 心身等に関する項目 容姿	○	成年後見の送付先登録時の資格確認のため収集
5	(6) 心身等に関する項目 健診・検査※		
5	(6) 心身等に関する項目 病名※	○	
5	(6) 心身等に関する項目 診療・調剤※		
5	(6) 心身等に関する項目 犯罪被害※		
5	(6) 心身等に関する項目 医療機関名	○	
5	(6) 心身等に関する項目 死亡の原因	○	
6	記録範囲	1 国民健康保険税納税義務者・被保険者・納税義務承継者及び納税管理人 2 1に係る成年後見人・保佐人・補助人 3 2が法人の場合その代理人 1 国民健康保険税納税義務者・被保険者・納税義務承継者及び納税管理人 2 1に係る成年後見人・保佐人・補助人 3 2が法人の場合その代理人	
7	記録情報の収集方法	文書（紙）・電子媒体（データ）	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	○	
9	記録情報の経常的提供先	別紙のとおり	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	いきいき生活部保険年金課（町田市森野2-2-22）	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	○	
12	個人情報ファイルの種別：（電算処理ファイルの場合）令第21条第7項に該当するファイル（電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル）の有無	有	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）		
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施しない	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施しない	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし	
19	備考		

個人情報ファイル簿

2023年8月28日時点

1	個人情報ファイルの名称	国民健康保険 医療給付	備考
2	行政機関の名称	町田市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	いきいき生活部保険年金課	
4	個人情報ファイルの利用目的	療養給付費・療養費・食事療養費・高額療養費・特別療養費・精神医療給付金・結核医療給付金・高額介護合算療養費の適正・公正な支給 その他詳細は別紙のとおり	
5	(1) 基本的項目 氏名	○	
5	(1) 基本的項目 個人番号	○	個人番号収集の際の本人確認に使用する情報を含む。
5	(1) 基本的項目 住所	○	
5	(1) 基本的項目 性別	○	
5	(1) 基本的項目 生年月日	○	
5	(1) 基本的項目 電話番号	○	
5	(1) 基本的項目 本籍		
5	(1) 基本的項目 国籍	○	
5	(1) 基本的項目 世帯主との続柄	○	
5	(1) 基本的項目 親族関係	○	
5	(1) 基本的項目 家庭環境等	○	
5	(1) 基本的項目 印鑑登録・印影	○	開示依頼の本人確認のために必要な場合のみ
5	(1) 基本的項目 相続人	○	
5	(1) 基本的項目 異動事由	○	
5	(1) 基本的項目 住居異動年月日	○	
5	(1) 基本的項目 成年後見	○	
5	(1) 基本的項目 住民記録システム注意情報	○	
5	(1) 基本的項目 出生	○	
5	(1) 基本的項目 死亡	○	
5	(1) 基本的項目 人種※		
5	(1) 基本的項目 社会的身分※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 主義・主張※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 支持政党		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 宗教※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 趣味・嗜好		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 職業・職歴		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 地位		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学歴		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 各種団体加入		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 賞罰		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 犯歴※		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学籍	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入健康保険	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 取得医療証	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入年金	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入介護保険	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 自立支援給付	○	
5	(4) 成績・資格等に関する項目 学業成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 勤務成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種試験成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種資格	○	開示依頼の本人確認のために必要な場合及び成年後見の送付先登録時の資格確認のため収集
5	(5) 財産・収入に関する項目 収入状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 財産状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 納税額等	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 取引状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 公的扶助の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 各種貸付金		
5	(5) 財産・収入に関する項目 住居の間取り・図面		

5	(5) 財産・収入に関する項目 年金の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 金融機関名	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 口座番号	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 保険給付状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 医療機関支払状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 自己負担額	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 支給金額	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 手当の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 犯罪被害※		
5	(6) 心身等に関する項目 健康状況	○	
5	(6) 心身等に関する項目 障がいの状況※	○	
5	(6) 心身等に関する項目 容姿	○	
5	(6) 心身等に関する項目 妊娠・出産	○	
5	(6) 心身等に関する項目 事故（怪我）の状況	○	
5	(6) 心身等に関する項目 死亡の原因	○	
5	(6) 心身等に関する項目 薬局名	○	
5	(6) 心身等に関する項目 医療機関名	○	
5	(6) 心身等に関する項目 医療給付	○	
5	(6) 心身等に関する項目 決定点数	○	
5	(6) 心身等に関する項目 健診・検査※		
5	(6) 心身等に関する項目 病名※	○	
5	(6) 心身等に関する項目 診療・調剤※		
5	(6) 心身等に関する項目 犯罪被害※		
6	記録範囲	① 被保険者 ② 擬制世帯主 ③ 診療報酬明細書等の開示依頼者 ④ ①②③に係る成年後見人・保佐人・補助人 ⑤ ④が法人の場合その代理人	
7	記録情報の収集方法	文書（紙）・電子媒体（データ）	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	○	
9	記録情報の経常的提供先	別紙のとおり	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	いきいき生活部保険年金課（町田市森野2-2-22）	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	○	
12	個人情報ファイルの種別：（電算処理ファイルの場合）令第21条第7項に該当するファイル（電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル）の有無	有	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）		
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施しない	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施しない	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし	
19	備考		

個人情報ファイル簿

2023年 4月 1日時点

1	個人情報ファイルの名称	国民健康保険税 収納	備考
2	行政機関の名称	町田市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部納税課	
4	個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の収納を確保することにより、国民健康保険事業の適正な運営を図る その他詳細は別紙のとおり	
5	(1) 基本的項目 氏名	○	
5	(1) 基本的項目 個人番号	○	個人情報収集の際の本人確認に使用する情報含む
5	(1) 基本的項目 住所	○	
5	(1) 基本的項目 性別	○	
5	(1) 基本的項目 生年月日	○	
5	(1) 基本的項目 電話番号	○	
5	(1) 基本的項目 本籍	○	
5	(1) 基本的項目 国籍	○	
5	(1) 基本的項目 世帯主との続柄	○	
5	(1) 基本的項目 親族関係	○	
5	(1) 基本的項目 家庭環境等	○	
5	(1) 基本的項目 人種※		
5	(1) 基本的項目 社会的身分※		
5	(1) 基本的項目 異動事由	○	
5	(1) 基本的項目 筆頭者	○	
5	(1) 基本的項目 相続人	○	
5	(1) 基本的項目 禁治産・準禁治産	○	
5	(1) 基本的項目 成年後見人	○	
5	(1) 基本的項目 暗証番号	○	窓口で利用者自身が契約している金融機関に本人確認を行うため及びクレジット支払いの際に収集。但し、蓄積はしない。
5	(1) 基本的項目 住民記録システム注意情報	○	
5	(1) 基本的項目 電子メールアドレス	○	
5	(1) 基本的項目 住民異動年月日	○	
5	(1) 基本的項目 納税管理人	○	
5	(2) 思想・信条等に関する項目 主義・主張※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 支持政党		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 宗教※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 趣味・嗜好		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 職業・職歴		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 地位		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学歴		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 各種団体加入		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 賞罰		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 犯歴※		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入健康保険	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入年金	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入介護保険	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 取得医療証	○	成年後見人の送付先登録の該当課確認のため収集
5	(3) 社会的地位等に関する項目 自立支援給付	○	成年後見人の送付先登録の該当課確認のため収集
5	(4) 成績・資格等に関する項目 学業成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 勤務成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種試験成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種資格	○	成年後見人の送付先登録時の資格確認のため収集
5	(5) 財産・収入に関する項目 収入状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 財産状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 納税額等	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 取引状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 公的扶助の受給	○	

5	(5) 財産・収入に関する項目 各種貸付金		
5	(5) 財産・収入に関する項目 住居の間取り・図面		
5	(5) 財産・収入に関する項目 金融機関名	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 口座番号	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 犯罪被害※		
5	(5) 財産・収入に関する項目 手当の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 支給金額	○	助成の事実のみ。成年後見人の送付先登録の該当課確認のため収集
5	(5) 財産・収入に関する項目 年金の受給	○	成年後見人の送付先登録の該当課確認のため収集
5	(6) 心身等に関する項目 健康状況		
5	(6) 心身等に関する項目 障がいの状況※	○	成年後見人の送付先登録の該当課確認のため収集
5	(6) 心身等に関する項目 容姿	○	成年後見人の送付先登録時の資格確認のため収集
5	(6) 心身等に関する項目 健診・検査※		
5	(6) 心身等に関する項目 病名※		
5	(6) 心身等に関する項目 診療・調剤※		
5	(6) 心身等に関する項目 犯罪被害※		
6	記録範囲	①国民健康保険税納税自義務者・被保険者・納税義務継承者及び納税管理人 ②、①に係る成年後見人・保佐人・補助人 ③、②が法人の場合その代理人 ④口座名義人	
7	記録情報の収集方法	文書（紙）・電子媒体（データ）	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
9	記録情報の経常的提供先	別紙のとおり	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	財務部納税課（町田市森野2-2-22）	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	○	
12	個人情報ファイルの種別：（電算処理ファイルの場合）令第21条第7項に該当するファイル（電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル）の有無	有	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）	○	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施しない	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施しない	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし	
19	備考		

個人情報ファイル簿

2023年 4月 1日時点

1	個人情報ファイルの名称	国民健康保険税徴収（滞納）	備考
2	行政機関の名称	町田市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部納税課	
4	個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の内滞な徴収を行い、国民健康保険事業の適正な運営を図る。 その他詳細は別紙のとおり	
5	(1) 基本的項目 氏名	○	
5	(1) 基本的項目 個人番号	○	個人番号収集の際の本人確認に使用する情報を含む。
5	(1) 基本的項目 住所	○	
5	(1) 基本的項目 性別	○	
5	(1) 基本的項目 生年月日	○	
5	(1) 基本的項目 電話番号	○	
5	(1) 基本的項目 本籍	○	
5	(1) 基本的項目 国籍	○	
5	(1) 基本的項目 世帯主との続柄	○	
5	(1) 基本的項目 親族関係	○	
5	(1) 基本的項目 家庭環境等	○	D V被害者等支援措置を含む
5	(1) 基本的項目 人種※		
5	(1) 基本的項目 社会的身分※		
5	(1) 基本的項目 住異動年月日	○	
5	(1) 基本的項目 異動事由	○	
5	(1) 基本的項目 筆頭者	○	
5	(1) 基本的項目 死亡	○	
5	(1) 基本的項目 保証人（納税保証人）	○	
5	(1) 基本的項目 納税管理人	○	
5	(1) 基本的項目 在留資格	○	
5	(1) 基本的項目 身分証明		
5	(1) 基本的項目 破産	○	
5	(1) 基本的項目 法定代理人	○	
5	(1) 基本的項目 禁治産・準禁治産	○	
5	(1) 基本的項目 成年後見	○	
5	(1) 基本的項目 帰化	○	
5	(1) 基本的項目 摘出子・非摘出子	○	
5	(1) 基本的項目 認知	○	
5	(1) 基本的項目 相続人	○	
5	(1) 基本的項目 相談内容	○	
5	(1) 基本的項目 電子メールアドレス		
5	(1) 基本的項目 暗証番号		
5	(1) 基本的項目 出入国記録	○	
5	(1) 基本的項目 出生	○	
5	(1) 基本的項目 住民記録システム注意事項	○	
5	(2) 思想・信条等に関する項目 主義・主張※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 支持政党		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 宗教※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 趣味・嗜好		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 相談内容	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 職業・職歴	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 地位		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学歴		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 各種団体加入	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 賞罰	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 犯歴※		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入健康保険	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入年金	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 相談内容	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 取得医療証	○	

5	(4) 成績・資格等に関する項目 学業成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 勤務成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種試験成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種資格		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 相談内容	○	
5	(4) 成績・資格等に関する項目 所見	○	
5	(4) 成績・資格等に関する項目 判定・評価	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 収入状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 財産状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 納税額等	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 取引状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 公的扶助の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 各種貸付金	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 住居の間取り・図面	○	搜索と公売の時のみ利用
5	(5) 財産・収入に関する項目 金融機関名	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 口座番号	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 犯罪被害※		
5	(5) 財産・収入に関する項目 事故（損害）の状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 加入保険	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 土地の状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 建物の状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 道路の状況	○	公売の時のみ利用
5	(5) 財産・収入に関する項目 水路の状況	○	公売の時のみ利用
5	(5) 財産・収入に関する項目 自動車名	○	搜索と公売の時のみ利用
5	(5) 財産・収入に関する項目 相談内容	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 公共料金	○	未納料のみ。公売の時のみ利用
5	(5) 財産・収入に関する項目 年金の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 手当の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 下水道使用の有無		
5	(5) 財産・収入に関する項目 自己負担額	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 支給額	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 罹災状況		
5	(5) 財産・収入に関する項目 医療費	○	
5	(6) 心身等に関する項目 健康状況	○	
5	(6) 心身等に関する項目 障がいの状況※	○	
5	(6) 心身等に関する項目 容姿		
5	(6) 心身等に関する項目 事故（怪我）の状況	○	
5	(6) 心身等に関する項目 相談内容	○	
5	(6) 心身等に関する項目 薬局名	○	
5	(6) 心身等に関する項目 医療機関名	○	
5	(6) 心身等に関する項目 医療給付	○	
5	(6) 心身等に関する項目 決定点数	○	
5	(6) 心身等に関する項目 健診・検査※	○	
5	(6) 心身等に関する項目 病名※	○	
5	(6) 心身等に関する項目 診療・調剤※		
5	(6) 心身等に関する項目 犯罪被害※		
5	(6) 心身等に関する項目 容姿	○	
6	記録範囲	国民健康保険税納税義務者・被保険者・納税義務承継者及び納税管理人	
7	記録情報の収集方法	文書（紙）・電子媒体（データ）	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	○	
9	記録情報の経常的提供先	別紙のとおり	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	財務部納税課（町田市森野 2－2－2 2）	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	

12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	○	
12	個人情報ファイルの種別：（電算処理ファイルの場合）令第21条第7項に該当するファイル（電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル）の有無	有	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）	○	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施しない	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施しない	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし	
19	備考		

個人情報ファイル簿

2023年8月28時点

1	個人情報ファイルの名称	国民健康保険 不当利得	備考
2	行政機関の名称	町田市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	いきいき生活部保険年金課	
4	個人情報ファイルの利用目的	被保険者資格喪失後の受診等不当利得による保険給付費の回収を図る。 その他詳細は別紙のとおり	
5	(1) 基本的項目 氏名	○	
5	(1) 基本的項目 個人番号	○	
5	(1) 基本的項目 住所	○	
5	(1) 基本的項目 性別	○	
5	(1) 基本的項目 生年月日	○	
5	(1) 基本的項目 電話番号	○	
5	(1) 基本的項目 本籍	○	
5	(1) 基本的項目 国籍	○	
5	(1) 基本的項目 世帯主との続柄	○	
5	(1) 基本的項目 親族関係	○	
5	(1) 基本的項目 家庭環境等	○	
5	(1) 基本的項目 住民異動年月日	○	
5	(1) 基本的項目 異動事由	○	
5	(1) 基本的項目 住民記録システム注意情報	○	
5	(1) 基本的項目 人種※		
5	(1) 基本的項目 社会的身分※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 主義・主張※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 支持政党		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 宗教※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 趣味・嗜好		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 職業・職歴	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 地位		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学歴		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 各種団体加入		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 賞罰		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入健康保険	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 取得医療証	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 犯歴※		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 学業成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 勤務成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種試験成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種資格		
5	(5) 財産・収入に関する項目 収入状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 財産状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 納税額等	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 取引状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 公的扶助の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 各種貸付金	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 住居の間取り・図面		
5	(5) 財産・収入に関する項目 金融機関名	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 口座番号	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 保険給付状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 犯罪被害※		
5	(6) 心身等に関する項目 健康状況	○	
5	(6) 心身等に関する項目 障がいの状況※	○	
5	(6) 心身等に関する項目 容姿		
5	(6) 心身等に関する項目 医療機関名	○	
5	(6) 心身等に関する項目 医療給付	○	
5	(6) 心身等に関する項目 健診・検査※		
5	(6) 心身等に関する項目 病名※	○	
5	(6) 心身等に関する項目 診療・調剤※		

5	(6) 心身等に関する項目 犯罪被害※		
6	記録範囲	被保険者資格喪失者	
7	記録情報の収集方法	文書（紙）・電子媒体（データ）	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	○	
9	記録情報の経常的提供先	別紙のとおり	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	いきいき生活部保険年金課（町田市森野2-2-22）	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	○	
12	個人情報ファイルの種別：（電算処理ファイルの場合）令第21条第7項に該当するファイル（電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル）の有無	有	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）		
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施しない	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施しない	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし	
19	備考		

個人情報管理票

2023年8月1日時点

1	個人情報ファイルの名称	国民健康保険 出産育児一時金支給	備考
2	行政機関の名称	町田市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	いきいき生活部 保険年金課	
4	個人情報ファイルの利用目的	出産育児一時金の適正な支給	
5	(1) 基本的項目 氏名	○	
5	(1) 基本的項目 個人番号	○	
5	(1) 基本的項目 住所	○	
5	(1) 基本的項目 性別	○	
5	(1) 基本的項目 生年月日	○	
5	(1) 基本的項目 電話番号	○	
5	(1) 基本的項目 本籍		
5	(1) 基本的項目 国籍		
5	(1) 基本的項目 世帯主との続柄	○	
5	(1) 基本的項目 親族関係	○	
5	(1) 基本的項目 家庭環境等		
5	(1) 基本的項目 人種※		
5	(1) 基本的項目 社会的身分※		
5	(1) 基本的項目 住民異動年月日	○	
5	(1) 基本的項目 異動事由	○	
5	(1) 基本的項目 住民記録システム注意情報	○	
5	(2) 思想・信条等に関する項目 主義・主張※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 支持政党		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 宗教※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 趣味・嗜好		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 職業・職歴		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 地位		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学歴		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 各種団体加入		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 賞罰		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 犯歴※		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入健康保険	○	
5	(4) 成績・資格等に関する項目 学業成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 勤務成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種試験成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種資格		
5	(5) 財産・収入に関する項目 収入状況		
5	(5) 財産・収入に関する項目 財産状況		
5	(5) 財産・収入に関する項目 納税額等		
5	(5) 財産・収入に関する項目 取引状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 公的扶助の受給		
5	(5) 財産・収入に関する項目 各種貸付金		
5	(5) 財産・収入に関する項目 住居の間取り・図面		
5	(5) 財産・収入に関する項目 金融機関名	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 口座番号	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 犯罪被害※		
5	(5) 財産・収入に関する項目 保険給付状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 出産費用	○	
5	(6) 心身等に関する項目 健康状況		
5	(6) 心身等に関する項目 障がいの状況※		
5	(6) 心身等に関する項目 容姿（写真）		
5	(6) 心身等に関する項目 健診・検査※		
5	(6) 心身等に関する項目 病名※		
5	(6) 心身等に関する項目 診療・調剤※		
5	(6) 心身等に関する項目 犯罪被害※		
5	(6) 心身等に関する項目 出産の状況	○	
5	(6) 心身等に関する項目 分娩機関名	○	

6	記録範囲	出産被保険者とその属する世帯の世帯主	
7	記録情報の収集方法	文書（紙）・電子媒体（データ）	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
9	記録情報の経常的提供先	別紙のとおり	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	いきいき生活部 保険年金課（町田市森野2-2-22）	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	○	
12	個人情報ファイルの種別：（電算処理ファイルの場合）令第21条第7項に該当するファイル（電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル）の有無	有	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）		
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施しない	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施しない	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし	
19	備考		

個人情報管理票

2023年8月1日時点

1	個人情報ファイルの名称	国民健康保険 葬祭費支給	備考
2	行政機関の名称	町田市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	いきいき生活部保険年金課	
4	個人情報ファイルの利用目的	葬祭費の適正な支給	
5	(1) 基本的項目 氏名	○	
5	(1) 基本的項目 個人番号	○	
5	(1) 基本的項目 住所	○	
5	(1) 基本的項目 性別	○	
5	(1) 基本的項目 生年月日	○	
5	(1) 基本的項目 電話番号	○	
5	(1) 基本的項目 本籍		
5	(1) 基本的項目 国籍		
5	(1) 基本的項目 世帯主との続柄	○	
5	(1) 基本的項目 親族関係	○	
5	(1) 基本的項目 家庭環境等		
5	(1) 基本的項目 人種※		
5	(1) 基本的項目 社会的身分※		
5	(1) 基本的項目 成年後見	○	
5	(1) 基本的項目 相続人	○	
5	(1) 基本的項目 住民異動年月日	○	
5	(1) 基本的項目 異動事由	○	
5	(1) 基本的項目 住民記録システム注意情報	○	
5	(2) 思想・信条等に関する項目 主義・主張※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 支持政党		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 宗教※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 趣味・嗜好		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 職業・職歴		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 地位		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学歴		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 各種団体加入		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 賞罰		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 犯歴※		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入健康保険	○	
5	(4) 成績・資格等に関する項目 学業成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 勤務成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種試験成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種資格		
5	(5) 財産・収入に関する項目 収入状況		
5	(5) 財産・収入に関する項目 財産状況		
5	(5) 財産・収入に関する項目 納税額等		
5	(5) 財産・収入に関する項目 取引状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 公的扶助の受給		
5	(5) 財産・収入に関する項目 各種貸付金		
5	(5) 財産・収入に関する項目 住居の間取り・図面		
5	(5) 財産・収入に関する項目 金融機関名	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 口座番号	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 犯罪被害※		
5	(5) 財産・収入に関する項目 保険給付状況	○	
5	(6) 心身等に関する項目 健康状況		
5	(6) 心身等に関する項目 障がいの状況※		
5	(6) 心身等に関する項目 容姿（写真）		
5	(6) 心身等に関する項目 健診・検査※		
5	(6) 心身等に関する項目 病名※		
5	(6) 心身等に関する項目 診療・調剤※		
5	(6) 心身等に関する項目 犯罪被害※		
6	記録範囲	死亡被保険者の葬祭施主	
7	記録情報の収集方法	文書（紙）・電子媒体（データ）	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		

9	記録情報の経常的提供先	別紙のとおり	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	いきいき生活部保険年金課（町田市森野2-2-2）	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	○	
12	個人情報ファイルの種別：（電算処理ファイルの場合）令第21条第7項に該当するファイル（電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル）の有無	有	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）		
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施しない	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施しない	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし	
19	備考		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・町田市では、所管事務において、事務の目的の範囲内で、根拠法等の規定に基づき、適正かつ公正に情報を収集することを関係職員に遵守させる。 ・申請・届出等の窓口において申請・届出等の内容や本人確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・本人確認は、番号法16条の規定に基づき対応する。 ・必要に応じたシステムへの情報入力後、入力内容の確認を厳格に行う。 ・申請書等の記載内容については、記載例を明示しており誤りがない記載に誘導できる。 ・申請書等に記載された情報以外は入力できないシステム仕様になっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
権限外の者による特定個人情報の入手が行われるリスクに対して以下の措置を講じている。 ・端末のアクセス制御を実施するためICカードシステムを導入している。 ・IDとパスワードによるアクセス制御を実施できる端末認証の仕組みを導入している。 ・端末に情報を残さない仕組みであるシンクライアントシステムを導入している。 ・IDとパスワードによるアクセス制御を実施できるシステムを導入している。 ・権限管理が実施できるシステムを導入している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・町田市では、所管事務において、事務の目的の範囲内で、根拠法等の規定に基づき、適正かつ公正に情報を収集することを関係職員に遵守させる。 ・宛名システム兼連携システム等における個人番号を番号法及び条例上認められないシステムと紐付けできないように制御する。 ・個人番号利用業務以外の業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 ・個人番号利用業務以外の業務から所管事務情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供し、個人番号には一切アクセスできないようアクセス制御を行う。 ・システムは、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。 ・システムには事務に必要な項目しか保有しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	行っている <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・職員は一意のICカードを保有し、ICカードを厳重に管理している。 ・ICカードによる端末の操作者認証を行う。 ・システムを利用する職員は一意に割当てられた職員IDとそれに呼応するパスワードの入力によりユーザ認証を行う。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時には、一般権限のアカウントを利用している。	
その他の措置の内容	町田市情報セキュリティポリシーにより規定 人的安全管理措置として以下の措置を講じている。 ・新規採用職員に対する、セキュリティポリシーの理解と遵守を確実にすることを目的とした教育をしている。 ・すべての職員に対する、情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を目的とした教育をしている。 ・情報システム利用者に対して情報システムの適正な運用を行うことを目的とした教育をしている。 技術的安全管理措置として以下の措置を講じている。 ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時には、一般権限のアカウントを利用している。 組織的安全管理措置として以下の措置を講じている。 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。 ・情報セキュリティ内部監査員を養成するための教育をしている。 ・情報セキュリティ対策の遵守状況を検証するため、定期的に情報セキュリティ監査を行う。監査は情報セキュリティ内部監査と情報セキュリティ外部監査を必要性に応じ、組み合わせて実施する。 ・端末は画面表示を覗き見不可能な場所に設置、または覗き見防止フィルターを設置している。 ・離席時は、次の適切な管理を行っている。パソコンの電源を切る、パスワード付スクリーンセーバー、パソコンのキーボードロック、ログアウト(ログオフ)、画面表示を起動初期状態(情報の検索結果などが表示されていない状態)にする等。	
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	委託先には契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を付し、町田市セキュリティポリシーを遵守させている。 「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」として以下の項目を定めている。 1 秘密の保持 2 第三者への提供の禁止 3 指示目的以外の利用の禁止 4 事故発生時の報告義務 5 無許可による再委託の禁止 6 複写又は複製の禁止 7 情報の管理義務及び返還義務 8 立ち入り調査 9 監査への協力 10 保証 11 成果(物)に関する所有権、知的財産権の帰属 12 セキュリティ事故の対応マニュアルの作成 13 情報の取り扱いに関する教育の履行 14 情報セキュリティ対策実施状況の報告 15 守秘義務違反等の場合、法令及び契約条項に定める措置(告発、損害賠償等)	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先に遵守の監督・指導することを定めている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び町田市情報セキュリティポリシーを遵守して契約を履行する。

また、特定個人情報を取扱う場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）も遵守して契約を履行する。

本特記仕様書は、契約書、契約約款、特記仕様書その他の契約書面と一体を成す。

本特記仕様書の記載内容が他の契約書面と相違するときは、本特記仕様書の記載内容を優先して適用する。

（秘密の保持）

- 1 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容（個人情報及びその他の情報をいう。以下同じ。）の一切を他に漏らしてはならない。また、本契約の終了後又は解除後も同様とする。

（第三者への提供の禁止）

- 2 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはならない。

（指示目的以外の利用の禁止）

- 3 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を甲の指示する目的以外に使用してはならない。

（事故発生時の報告義務）

- 4 乙は、本契約に関する事故が生じたときは、直ちに甲に連絡するとともに、報告書を提出しなければならない。

（再委託の禁止）

- 5 乙は、あらかじめ甲に書面により申請し、承認された場合を除き、受託業務の処理を第三者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社を含む。）に委託してはならない。

（再委託における遵守事項）

- 6 乙は、受託業務の処理を委託する場合（2 以上の段階にわたる委託を含む。）は、以下の事項を遵守しなければならない。
 - （1）契約条項に基づいて乙が遵守すべき事項について、乙と同様に委託先にも遵守させること。
 - （2）故意又は過失を問わず委託先が行った一切の行為について、連帯して責任を負うこと。
 - （3）委託先と委託に関する契約を締結し、当該契約書の写しを甲へ提出すること。
 - （4）適正な履行を確認するために、定期的に委託先への調査を実施し、甲からその書類の提出を求められたときには速やかに提出すること。
 - （5）委託先において事故が生じたときは、直ちに乙に連絡させるとともに、報告書を提出させること。
 - （6）承認内容に変更が生じた場合には速やかに再申請すること。なお、長期継続契約については、年度更新時に変更がないか確認し、報告すること。

（複写又は複製の禁止）

- 7 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の履行に複写又は複製が必要な場合は、その旨書面で提出し、甲から承認を得ることにより、複写又は複製することができる。

（情報の管理義務及び返還義務）

- 8 乙は、次の体制等により、契約の履行にあたり使用する甲の資料等を善良な管理者の注意をもって管理し、漏えい・流出及び滅失・毀損等の事故を防止しなければならない。

（1）施設設備の管理体制

乙は、事務室、電子計算機室、データ保管室その他受託した業務を実施するために使用する施設設備の保安体制を確保するものとする。

（2）情報の借用

乙は、受託業務の履行に必要な情報を甲から借用するときは、甲に「情報の借用に関する確

認書」を提出しなければならない。

(3) 情報の利用

乙は、甲から借用した情報を、USBメモリ等の可搬記憶媒体で取り扱ってはならず、やむを得ない場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を得なければならない。甲から借用した情報を可搬記憶媒体で持ち出す際は、データを暗号化するとともに日時、用途、内容等を記録し、利用状況を定期的に甲に報告しなければならない。

(4) 情報の返還

乙は、本契約の終了後又は解除後及び受託業務の履行中であっても、甲の請求があったときは、甲の資料等を甲の指示に従い直ちに返還しなければならない。また、甲に「情報の返還に関する確認書」を提出しなければならない。

(5) 情報の消去等

乙は、本契約の終了後又は解除後、甲に返還若しくは納入する物又は特に保管を要する物を除き、受託業務の実施にあたり作成した情報の一切を抹消、焼却、切断、溶解その他の方法により復元不可能な状態にして消去又は廃棄するものとする。また、甲に「情報の消去及び廃棄に関する確認書」を提出しなければならない。

(6) 外国に所在するサーバ等の使用

乙は、外国に所在するサーバ等の設備を使用して個人情報を取り扱う場合は、当該国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、甲に「外国に所在するサーバ等の設備の使用に関する確認書」を提出しなければならない。

(立ち入り調査)

- 9 甲は、本契約の適正な履行を確認するために必要があると認めるときは、乙及び乙の委託先に対して立ち入り調査を実施することができる。なお、甲は指定する者に調査を行わせることができる。

(監査への協力)

- 10 乙は、甲が受ける情報セキュリティ監査等に協力を求められたときは、速やかに協力しなければならない。

(履行体制図及び対応マニュアルの作成)

- 11 乙は、業務の履行体制図及び情報の漏えい・流出及び滅失・毀損等の事故が発生した場合の対応マニュアルを作成し、甲に提出しなければならない。また、甲に提出後変更が生じた場合は、速やかに再提出しなければならない。

(情報セキュリティ対策実施状況の報告)

- 12 乙は、個人情報等の重要な情報資産を取り扱う場合及び甲の求めがある場合、情報セキュリティ対策の実施状況を書面により報告しなければならない。なお、甲の求める範囲がISMS（ISO 27001）の認証又は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）又はこれに準ずる第三者認証により証明できる場合は、それらの登録証の写しを提出することでこれに代えることができる。

(守秘義務違反等の場合の措置)

- 13 甲は、乙に守秘義務その他契約に違反する行為があったときは、法令及び契約条項に定める措置（告発、損害賠償請求等）を行うことができる。

(特定個人情報の項目)

- 14 乙は、本契約の履行にあたり、特定個人情報を取扱う場合は、その項目について、書面により甲に提出しなければならない。また、甲に提出後変更が生じた場合は、速やかに再提出しなければならない。

(作業証跡)

- 15 乙は、本契約の履行にあたり作業証跡を記録し、甲の請求があったときは、作業証跡を提出しなければならない。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

- 16 甲は、本契約に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表するものとする。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法及び条例上認められる場合のみ提供及び移転を行う。 ・番号法及び条例上認められる提供及び移転以外に、提供・移転する機能をシステム上設けない。 磁気データの管理と取扱いに関する要領により規定 第5 磁気データの利用 1 磁気データの処理を新たに行い、又は変更するに当たり、他業務の磁気データを利用しようとする課(以下「データ利用課」という。)の情報管理者は、データ保有課の情報管理者に対し、磁気データの利用を申請して承諾を得なければならない。 2 データ利用課の情報管理者は、前項の承諾を得た範囲内においてのみ、磁気データを利用できる。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・宛名システム兼連携システムでは、情報の提供について、連携時のアクセスログと連携データが特定できるよう記録している。 ・宛名システム兼連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外に、提供する機能をシステム上設けない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・宛名システム兼連携システムでは、情報の提供について、連携時のアクセスログと連携データが特定できるよう記録している。 ・宛名システム兼連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外に、提供する機能をシステム上設けない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	

その他の措置の内容	物理的対策として以下を講じている。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ＜事務室における措置＞ ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネット で保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具（鍵付チェーン等）の使用または鍵付キャビネット への保管を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 技術的対策として以下を講じている。 ・端末は記録媒体が接続できない仕様になっている。 ・端末はインターネット接続ができない仕様になっている。 ・特定個人情報を回線により入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いている。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・ウイルス対策ソフトを導入している。 ・ウイルス対策の対象は、サーバ、クライアント（端末）及びゲートウェイを含めた、包括的な対策を講じている。 ・常に最新のウイルス定義ファイル（パターンファイル）を使用している。 ・定期的にウイルス対策の実施状況を確認している。 ・インターネット等外部ネットワークとは分離し、不正アクセス防止をしている。 ・外部接続（インターネット接続を含む）におけるアクセス制御に関する管理策として、ファイアウォールやルータを設置している。 ・ハードウェア及びソフトウェアには、セキュリティ修正プログラムを適用している。 ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時には、一般権限のアカウントを利用している。 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。 ・情報資産は適切に保管している。 ・端末は画面表示を覗き見不可能な場所に設置、または覗き見防止フィルターを設置している。 ・離席時は、次の適切な管理を行っている。パソコンの電源を切る、パスワード付スクリーンセーバー、パソコンのキーボードロック、ログアウト（ログオフ）、画面表示を起動初期状態（情報の検索結果などが表示されていない状態）にする等 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
リスクへの対策は十分か	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	・職員等(派遣職員、非常勤職員、臨時職員等を含む)に対して、個人情報保護に関する研修を行う。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては地方公務員法等に基づく懲戒の対象とする。 ・委託業者に対しては、契約に個人情報保護に関する研修の実施、秘密保持に関する内容を含める事を義務付けている。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・新規採用職員に対する、セキュリティポリシーの理解と遵守を確実にすることを目的とした教育をしている。 ・すべての職員に対する、情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を目的とした教育をしている。 ・情報システム利用者に対して情報システムの適正な運用を行うことを目的とした教育をしている。 ・情報セキュリティ内部監査員を養成するための教育をしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部法務課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。また、請求方法について、ホームページにおいて要領を記載し、わかりやすい説明に努めている。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:いきいき生活部保険年金課、財務部納税課 電話:042-724-4027(保険年金課)、042-724-2121(納税課) FAX:050-3101-5154(保険年金課)、050-3085-6237(納税課)
②対応方法	窓口・電話・FAX等による。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年11月11日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	2020/06/08
②方法	町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第2条第2項の規定に基づき、同審議会に意見を求めた。
③結果	諮問内容のとおりで差し支えないとの意見を得た。 付帯意見: 委託事業者及び再委託事業者の管理、特定個人情報ファイルの取扱者全員を対象とした研修については引き続き検討を加え、特定個人情報に対するリスクの低減を図ってください。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(省略) 〈照会ができる根拠〉 番号法第19条第7号別表第2(42、43、44、45の項)	(省略) 〈照会ができる根拠〉 番号法第19条第7号別表第2(27、42、43、45の項)	事後	
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	6件	5件	事後	
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	電子計算機入力データ作成(パンチ)業務 (省略)	【変更箇所】 委託業務がなくなったことにより、委託事項5を削除。これに伴い、委託事項6を委託事項5に変更した。	事後	
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている 32件 移転を行っている 10件	提供を行っている 32件 移転を行っている 9件	事前	
平成29年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	市民部市民課、忠生市民センター、南市民センター、なるせ駅前市民センター、鶴川市民センター、堺市民センター、小山市民センター (省略)	【変更箇所】 特定個人情報ファイルの移転を行わないため、削除。	事前	

平成29年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2から移転先10 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務となる予定	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 【変更箇所】 法令上の根拠を修正すると共に、移転先1が削除されたことに伴い、移転先2を移転先1に、移転先3を移転先2に、移転先4を移転先3に、移転先5を移転先4に、移転先6を移転先5に、移転先7を移転先6に、移転先8を移転先7に、移転先9を移転先8に、移転先10を移転先9にそれぞれ変更した。	事前	
平成29年6月30日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	その他（宛名システム兼連携システム）	その他（宛名システム兼連携システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム）	事前	
平成29年6月30日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6		【変更箇所】 新規項目として、「次期国保総合システムおよび国保情報集約システム」を追加	事前	
平成29年6月30日	Ⅰ 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	黒田 豊	岡林 得生	事後	
平成29年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	その他（医療保険者、日本年金機構等）	その他（医療保険者、日本年金機構等、東京都国民健康保険団体連合会）	事前	

平成29年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法		【変更箇所】 専用線を追加	事前	
平成29年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	5件	6件	事前	
平成29年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6		【変更箇所】 新規項目として、「資格継続業務、高額該当回数 の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同 処理業務」を追加	事前	
平成29年6月30日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条(利用の範囲)別表第1の16、30、59、 76項(地方税法、国民健康保険法、高齢者の医療 の確保に関する法律、健康増進法)	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用の範囲)別表第1の16、30、59、76項 (地方税法、国民健康保険法、高齢者の医療の確 保に関する法律、健康増進法) 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条、第46条、第54条	事後	

平成29年6月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<提供ができる根拠> 番号法第19条第7号別表第2(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項) <照会ができる根拠> 番号法第19条第7号別表第2(27、42、43、45の項)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) <提供ができる根拠> 第19条第7号別表第2(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項) <照会ができる根拠> 第19条第7号別表第2(27、42、43、45の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) <提供ができる根拠> 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 <照会ができる根拠> 第20条、第25条、第25条の2	事後	
平成30年6月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	4 国民健康保険税収納・滞納管理機能 ・収納情報の把握・管理機能 ・還付・充当等を行う機能 ・滞納情報の把握・管理機能	4 国民健康保険税収納・滞納管理機能 ・収納情報の把握・管理機能 ・滞納情報の把握・管理機能	事後	
平成30年6月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	いきいき生活部保険年金課	いきいき生活部保険年金課、財務部納税課	事後	

平成30年6月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	岡林 得生	岡林 得生、田代 章憲	事後	
平成30年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	いきいき生活部保険年金課	いきいき生活部保険年金課、財務部納税課	事後	
平成30年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・国民健康保険資格事務 国民健康保険資格の個人特定及び資格確認に用いる。 ・国民健康保険税賦課事務 国民健康保険税課税資料の個人特定及び税額の通知に用いる。 ・収納・滞納管理事務 賦課された国民健康保険税に対する収納・還付・充当等の対象者及び滞納者の特定及び督促状等の送付に用いる。 ・証明書交付事務 申請に基づき証明書を交付する際に個人特定に用いる。 ・情報連携事務 番号法に基づき、中間サーバーへ国民健康保険税関係情報を提供する。 ・国民健康保険被保険者及び被保険者でない世帯主等への給付事務を行うために用いる。 ・国民健康保険被保険者への特定健康診査事務のために用いる。	・国民健康保険資格事務 国民健康保険資格の個人特定及び資格確認に用いる。 ・国民健康保険税賦課事務 国民健康保険税課税資料の個人特定及び税額の通知に用いる。 ・証明書交付事務 申請に基づき証明書を交付する際に個人特定に用いる。 ・情報連携事務 番号法に基づき、中間サーバーへ国民健康保険税関係情報を提供する。 ・国民健康保険被保険者及び被保険者でない世帯主等への給付事務を行うために用いる。 ・国民健康保険被保険者への特定健康診査事務のために用いる。	事後	
平成30年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	6件	5件	事後	

平成30年6月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社 アイネス	日本電気株式会社	事後	
平成30年6月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5、委託事項6	委託事項5 国民健康保険税納税通知書等の印刷及び封入封緘業務 委託事項6 資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	委託事項5に記載の内容を削除し、委託事項6を繰り上げて委託事項5に記載。	事後	
平成30年6月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている 32件 移転を行っている 9件	提供を行っている 32件 移転を行っている 8件	事後	
平成30年6月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9	移転先9 財務部納税課	移転先9に記載の内容を削除	事後	
平成30年6月29日	Ⅱ 別添1		添付の個人情報登録票を最新のものに更新	事後	

平成30年6月29日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:いきいき生活部保険年金課 電話:042-724-4027 FAX:050-3101-5154	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:いきいき生活部保険年金課、財務部納税課 電話:042-724-4027(保険年金課)、042-724-2121(納税課) FAX:050-3101-5154(保険年金課)、050-3085-6237(納税課)	事後	
平成31年2月28日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	岡林 得生、田代 章憲	いきいき生活部保険年金課長、財務部納税課長	事後	
令和2年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	4 国民健康保険税収納・滞納管理機能 ・収納情報の把握・管理機能 ・滞納情報の把握・管理機能	削除(システム2に当該機能を移行)	事後	
令和2年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	その他 (宛名システム兼連携システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム)	その他 (宛名システム兼連携システム、国保総合システム及び国保情報集約システム)	事後	
令和2年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2		新規項目として追加(システム2～6として記載していたものの番号を、システム3～7に繰り下げ)	事後	

令和2年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[] 税務システム	[○] 税務システム	事後	
令和2年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①他のシステムとの接続	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)	国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)	事後	
令和2年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	1. 資格継続業務(詳細は別添1を参照) 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添1を参照)	1. 資格継続業務 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務	事後	

令和2年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能		【変更箇所】 新規項目として、以下の内容を追加 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供（詳細は別添1を参照） （1）被保険者異動情報（資格情報（世帯）ファイル、資格情報（個人）ファイル）の送信 市区町村の国保総合PCのファイル送機能（＊）を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 （2）医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。	事前	
令和2年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	その他（ 国民健康保険システム ）	その他（ 国民健康保険システム、医療保険者等向け中間サーバー等 ）	事前	
令和2年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8		【変更箇所】 新規項目として、①システムの名称、②システムの機能及び③他システムとの接続の記載を追加	事前	

令和2年9月30日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の理由		【変更箇所】 以下の内容を追加 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を 定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年9月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の理由		【変更箇所】 以下の内容を追加 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報 連携のためではなくオンライン資格確認の準備と して機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報⑤	平成27年10月	2015/10/1	事後	
令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託の有無	5件	6件	事前	

令和2年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容		【変更箇所】 以下の内容を追加 また、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	事前	
令和2年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6		新規項目として追加	事前	
令和2年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先8 ②移転先における用途	検診・特定保健指導事務	検診事務	事後	
令和2年9月30日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	委託先については契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を添付し、町田市個人情報保護条例、町田市セキュリティポリシーを遵守させている。	委託先には契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を付し、町田市個人情報保護条例、町田市セキュリティポリシーを遵守させている。	事後	
令和2年9月30日	Ⅲリスク対策		情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書、受託業務の一部を再委託することに関する承認申請書、受託業務の一部を再委託することに関する承認書を追加	事後	

令和4年3月16日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第19条第7号別表第2	第19条第8号別表第2	事後	
令和4年3月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・業務関係情報 国民健康保険被保険者及び被保険者でない世帯主等者の資格・収納・滞納・給付関係及び特定健康診査の業務上必要な情報として運用・運営するため	・業務関係情報 国民健康保険被保険者及び被保険者でない世帯主等の資格・収納・滞納・給付関係及び特定健康診査の業務上必要な情報として運用・運営するため	事後	
令和4年3月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	6件	7件	事前	
令和4年3月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7		「国民健康保険システムの構築業務」を追加	事前	
令和4年3月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1、①法令上の根拠(別紙含む)、②提供先における用途、③提供する情報	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	

令和4年3月16日	Ⅱ 別添1		添付の個人情報登録票を最新のものに更新	事後	
令和5年3月15日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		特定個人情報ファイルは、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（以下「公金受取口座登録法」という。）」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」の規定に基づき、以下の事務で取り扱う。 7 国民健康保険の出産育児一時金支給管理事務 国民健康保険の被保険者及び被保険者でない世帯主等への出産育児一時金支給事務を行うため、支給情報を管理する。 8 国民健康保険の葬祭費支給管理事務 死亡した国民健康保険被保険者の葬祭執行者への葬祭費支給事務を行うため、支給情報を管理する。	事前	
令和5年3月15日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能		2 国民健康保険給付管理機能 ・国民健康保険の被保険者及び被保険者でない世帯主等の給付に関する情報の把握・管理機能 ・国民健康保険の被保険者及び被保険者でない世帯主等の出産育児一時金に関する情報の把握・管理機能 ・死亡した国民健康保険被保険者の葬祭執行者の葬祭費に関する情報の把握・管理機能	事前	

令和5年3月15日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供（詳細は別添1を参照） (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを 市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。	3. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供（詳細は別添1を参照） (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを 市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。	事後	
令和5年3月15日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の理由		101項	事前	
令和5年3月15日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の理由	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<オンライン資格確認業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	

令和5年3月15日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の理由		第1欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項(121の項)	事前	
令和5年3月15日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の理由	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<オンライン資格確認業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認のために機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和5年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法		・国民健康保険被保険者及び被保険者でない世帯主等への出産育児一時金支給事務を行うために用いる。 ・死亡した国民健康保険被保険者の葬祭執行者への葬祭費支給事務を行うために用いる。	事前	
令和5年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	事後	

令和5年10月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	町田市個人情報保護条例 第1条 この条例は、市民が自己に関する個人情報 の主体であることにかんがみ、市民の自己に関 する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求め る権利を保障するとともに、個人情報の適正な取 扱いを確保することにより個人情報を保護し、もっ て市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に裏 付けられた人間尊重の市政を実現することを目的 とする。	(削除)	事後	個人情報保護法施行に伴う、個 人情報保護条例に係る記述の 削除のため、重要な変更該当 しない
令和5年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 保管場所	<コンピュータ室における措置> 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・施設案内を最小限の表示としている。 ・不正侵入者等の防止として、常時施錠し、必要の 都度、開閉している。 ・入退室者の登録管理を行っている。 ・入室者は、常時、名札を着用させている。 ・機器等への未承認のアクセス(操作、触れる等) を禁止している。 ・室内の撮影等を禁止している。 ・危険物等(機器の動作に影響を与えるおそれの ある通信機器を含む)の持ち込みを禁止している。 設備状況 ・施錠管理できるサーバラック、監視カメラ、冗長化 電源設備、無停電電源装置、非常用電源、専用空 調設備、消火設備等。 <事務室における措置> 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管 理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、 入退管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、 退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等) を使用している。	<事務室における措置> 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管 理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、 入退管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、 退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等) の使用または鍵付キャビネットへの保管を行って いる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセン ターに設置しており、データセンターへの入館及び サーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中 間サーバーのデータベース内に保存され、バック アップもデータベース上に保存される。	事後	

		(続き) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	(続き) ＜クラウド環境における措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はセキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・IEC27001の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。		
令和5年10月1日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	・町田市では、個人情報保護条例において、個人情報を取り扱う事務の目的を達成する範囲内で、適法かつ公正な手段により収集することを定めている。所管事務においても、事務の目的の範囲内で、根拠法等の規定に基づき、適正かつ公正に情報を収集することを関係職員に遵守させる。	・町田市では、所管事務において、事務の目的の範囲内で、根拠法等の規定に基づき、適正かつ公正に情報を収集することを関係職員に遵守させる。	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更該当しない
令和5年10月1日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	・町田市では、個人情報保護条例において、個人情報を取り扱う事務の目的を達成する範囲内で、適法かつ公正な手段により収集することを定めている。所管事務においても、事務の目的の範囲内で、根拠法等の規定に基づき、適正かつ公正に情報を収集することを関係職員に遵守させる。	・町田市では、所管事務において、事務の目的の範囲内で、根拠法等の規定に基づき、適正かつ公正に情報を収集することを関係職員に遵守させる。	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更該当しない

令和5年10月1日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 規定の内容	委託先には契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を付し、町田市個人情報保護条例、町田市セキュリティポリシーを遵守させている。	委託先には契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を付し、町田市セキュリティポリシーを遵守させている。	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更該当しない
令和5年10月1日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ルールの内容及びルール遵守の確認方法	磁気データの管理と取扱いに関する要領により規定 第5 磁気データの利用 1 磁気データの処理を新たに行い、又は変更するに当たり、他業務の磁気データを利用しようとする課(以下「データ利用課」という。)の情報管理者は、データ保有課の情報管理者に対し、磁気データの利用を申請して承諾を得なければならない。 2 データ利用課の情報管理者は、前項の承諾を得た範囲内においてのみ、磁気データを利用できる。 3 前項の規定により、個人情報に係る処理を行うときは、町田市個人情報保護条例の規定を遵守しなければならない。 町田市個人情報保護条例により規定(目的外利用、外部提供の制限) 第13条 実施機関は、収集した保有個人情報について、第7条第1項の規定により登録された業務の目的の範囲を超えての利用(以下「目的外利用」という。)及び市の機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)を行ってはならない。 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、法令に特別の定めがある場合又は正当な職務執行に関連する場合で、審議会に諮問し、その答申に基づき行うときは、目的外利用又は外部提供を行うことができる。	磁気データの管理と取扱いに関する要領により規定 第5 磁気データの利用 1 磁気データの処理を新たに行い、又は変更するに当たり、他業務の磁気データを利用しようとする課(以下「データ利用課」という。)の情報管理者は、データ保有課の情報管理者に対し、磁気データの利用を申請して承諾を得なければならない。 2 データ利用課の情報管理者は、前項の承諾を得た範囲内においてのみ、磁気データを利用できる。	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更該当しない

令和5年10月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	物理的対策として以下を講じている。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ＜コンピュータ室における措置＞ ・施設案内を最小限の表示としている。 ・不正侵入者等の防止として、常時施錠し、必要の都度、開閉している。 ・入退室者の登録管理を行っている。 ・入室者は、常時、名札を着用させている。 ・機器等への未承認のアクセス（操作、触れる等）の禁止している。 ・室内の撮影等の禁止している。 ・危険物等（機器の動作に影響を与えるおそれのある通信機器を含む）の持ち込み禁止している。 設備状況 ・施錠管理できるサーバラック、監視カメラ、冗長化電源設備、無停電電源装置、非常用電源、専用空調設備、消火設備等。 ＜事務室における措置＞ ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具（鍵付チェーン等）を使用している。	物理的対策として以下を講じている。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ＜事務室における措置＞ ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具（鍵付チェーン等）の使用または鍵付キャビネットへの保管を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜クラウド環境における措置＞ ①クラウド事業者については、町田市の提示するデータセンター要件を満たすクラウドから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事後	
-----------	---	---	--	----	--

		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 技術的対策として以下を講じている。 ・端末は記録媒体が接続できない仕様になっている。 ・端末はインターネット接続ができない仕様になっている。 ・特定個人情報を回線により入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いている。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・ウイルス対策ソフトを導入している。 ・ウイルス対策の対象は、サーバ、クライアント(端末)及びゲートウェイを含めた、包括的な対策を講じている。 ・常に最新のウイルス定義ファイル(パターンファイル)を使用している。 ・定期的にウイルス対策の実施状況を確認している。 ・インターネット等外部ネットワークとは分離し、不正アクセス防止をしている。 ・外部接続(インターネット接続を含む)におけるアクセス制御に関する管理策として、ファイアウォールやルータを設置している。 ・ハードウェア及びソフトウェアには、セキュリティ修正プログラムを適用している。	技術的対策として以下を講じている。 ・端末は記録媒体が接続できない仕様になっている。 ・端末はインターネット接続ができない仕様になっている。 ・特定個人情報を回線により入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いている。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・ウイルス対策ソフトを導入している。 ・ウイルス対策の対象は、サーバ、クライアント(端末)及びゲートウェイを含めた、包括的な対策を講じている。 ・常に最新のウイルス定義ファイル(パターンファイル)を使用している。 ・定期的にウイルス対策の実施状況を確認している。 ・インターネット等外部ネットワークとは分離し、不正アクセス防止をしている。 ・外部接続(インターネット接続を含む)におけるアクセス制御に関する管理策として、ファイアウォールやルータを設置している。 ・ハードウェア及びソフトウェアには、セキュリティ修正プログラムを適用している。		
--	--	---	---	--	--

		・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時においては、一般権限のアカウントを利用している。 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。 ・情報資産は適切に保管している。 ・端末は画面表示を覗き見不可能な場所に設置、または覗き見防止フィルターを設置している。 ・離席時は、次の適切な管理を行っている。パソコンの電源を切る、パスワード付スクリーンセーバー、パソコンのキーボードロック、ログアウト(ログオフ)、画面表示を起動初期状態(情報の検索結果などが表示されていない状態)にする等 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時においては、一般権限のアカウントを利用している。 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。 ・情報資産は適切に保管している。 ・端末は画面表示を覗き見不可能な場所に設置、または覗き見防止フィルターを設置している。 ・離席時は、次の適切な管理を行っている。パソコンの電源を切る、パスワード付スクリーンセーバー、パソコンのキーボードロック、ログアウト(ログオフ)、画面表示を起動初期状態(情報の検索結果などが表示されていない状態)にする等 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。		
--	--	---	---	--	--

			<クラウド環境における措置> ①クラウド事業者は利用者のデータに許可なくアクセスしない契約等となっている。 ②クラウド事業者は、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、クラウド環境に対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、クラウド環境に対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤クラウド事業者は、クラウド環境に導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥クラウド環境の特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦クラウド事業者の運用保守地点からクラウド環境への接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、クラウド事業者が許可なくアクセスできないよう対策を講じる。		
--	--	--	---	--	--

令和5年10月1日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	—	<クラウド環境における措置> クラウド環境での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受ける開発事業者が責任を有する。 クラウド環境での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてクラウド環境に起因する事象の場合は、開発事業者はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、クラウド環境に起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供する開発事業者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体と開発事業者及び関係者で協議を行う。	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更に該当しない
令和7年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 「提供先1」及び①～③ 共通	番号法第19条第8号別表第2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	日本電気株式会社	株式会社日立システムズ	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社日立システムズ	事後	

	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	株式会社 ワンビシアーカイズ	株式会社 NXワンビシアーカイズ	事後	
	I 基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	第9条(利用の範囲)別表第1の16、30、59、76項	第9条(利用の範囲)別表の16、30、59、76項	事後	
	I 基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30	番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番30	事後	
	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	第19条第8号別表第2(1、2、3、4、5、9、12、15、 17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、 87、88、93、97、106、120の項)	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(1、2、 3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、 42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、120)の 項	事後	
	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	第19条第8号別表第2(27、42、43、45の項)	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(27、 42、43、45)の項	事後	

令和7年4月1日	IV 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	担当課:総務部市政情報課	担当課:総務部法務課	事前	
令和7年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	7件	8件	事前	
令和7年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8	—	(追記) ガバメントクラウドへの移行業務 ガバメントクラウドへの移設作業 10人以上50人未満 株式会社 日立システムズ 再委託する 原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。 上記、再委託承認書の内容による。	事前	

令和7年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去保管場所	<事務室における措置> 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)の使用または鍵付キャビネットへの保管を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<事務室における措置> 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)の使用または鍵付キャビネットへの保管を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	
			(追記) <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	

令和7年7月14日	Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	物理的対策として以下を講じている。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ＜事務室における措置＞ ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具（鍵付チェーン等）の使用または鍵付キャビネットへの保管を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	物理的対策として以下を講じている。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ＜事務室における措置＞ ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具（鍵付チェーン等）の使用または鍵付キャビネットへの保管を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	事前	
			（追記） ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	

		技術的対策として以下を講じている。 ・端末は記録媒体が接続できない仕様になっている。 ・端末はインターネット接続ができない仕様になっている。 ・特定個人情報を回線により入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いている。	技術的対策として以下を講じている。 ・端末は記録媒体が接続できない仕様になっている。 ・端末はインターネット接続ができない仕様になっている。 ・特定個人情報を回線により入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いている。	事前	
--	--	--	--	----	--

		町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・ウイルス対策ソフトを導入している。 ・ウイルス対策の対象は、サーバ、クライアント(端末)及びゲートウェイを含めた、包括的な対策を講じている。 ・常に最新のウイルス定義ファイル(パターンファイル)を使用している。 ・定期的にウイルス対策の実施状況を確認している。 ・インターネット等外部ネットワークとは分離し、不正アクセス防止をしている。 ・外部接続(インターネット接続を含む)におけるアクセス制御に関する管理策として、ファイアウォールやルータを設置している。 ・ハードウェア及びソフトウェアには、セキュリティ修正プログラムを適用している。 ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時には、一般権限のアカウントを利用している。	町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・ウイルス対策ソフトを導入している。 ・ウイルス対策の対象は、サーバ、クライアント(端末)及びゲートウェイを含めた、包括的な対策を講じている。 ・常に最新のウイルス定義ファイル(パターンファイル)を使用している。 ・定期的にウイルス対策の実施状況を確認している。 ・インターネット等外部ネットワークとは分離し、不正アクセス防止をしている。 ・外部接続(インターネット接続を含む)におけるアクセス制御に関する管理策として、ファイアウォールやルータを設置している。 ・ハードウェア及びソフトウェアには、セキュリティ修正プログラムを適用している。 ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時には、一般権限のアカウントを利用している。	事前	
--	--	--	--	----	--

		・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。 ・情報資産は適切に保管している。 ・端末は画面表示を覗き見不可能な場所に設置、または覗き見防止フィルターを設置している。 ・離席時は、次の適切な管理を行っている。パソコンの電源を切る、パスワード付スクリーンセーバー、パソコンのキーボードロック、ログアウト(ログオフ)、画面表示を起動初期状態(情報の検索結果などが表示されていない状態)にする等 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。 ・情報資産は適切に保管している。 ・端末は画面表示を覗き見不可能な場所に設置、または覗き見防止フィルターを設置している。 ・離席時は、次の適切な管理を行っている。パソコンの電源を切る、パスワード付スクリーンセーバー、パソコンのキーボードロック、ログアウト(ログオフ)、画面表示を起動初期状態(情報の検索結果などが表示されていない状態)にする等 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	
--	--	--	--	----	--

			(追記) <ガバメントクラウドにおける措置> 技術的措置 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
--	--	--	--	----	--

令和7年7月14日	Ⅲリスク対策 10.その他のリスク対策		(追記) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
令和7年7月14日	(別添1)ファイル記録項目	別紙「個人情報業務登録票」及び「個人情報コンピュータ処理等登録票」のとおり	「個人情報ファイル簿」のとおり	事後	